

事例番号	④-(5)
事例名	除草作業等を地域住民へ委託
自治体名	高知県
導入時期	平成 16 年
取組の背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知県では、地域の道路は地域自らで守るという道路愛護意識を育て、地域と一体となった道路管理を推進している。</li> <li>・ 地域の住民力を活用した道路維持として、中山間地域を中心に県が管理する道路の草刈りを、地域の皆様に行っていただく『地域委託』を実施している。この取組を広げていくことで、道路に愛着を感じていただくと共に、道路愛護精神を高めることを目標にしている。</li> </ul>
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県管理道路の草刈り及び側溝清掃(基本的に比較的作業が簡易な蓋無し U 型側溝及び三角側溝)を、地域の人たちに委託する。</li> <li>・ 『地域委託』は、県と地域の団体等と委託契約を結び、草刈り費用として、実費程度を支払っている。</li> <li>・ また、作業中の万一の事故に備えて「傷害・賠償責任保険」に加入している(高知県土木部道路課が一括して加入(掛け金は高知県が負担))</li> </ul>
内容	<p>[契約対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で活動する団体(町内会、地区会、NPO 法人、老人クラブ等)や個人</li> <li>・ 市町村</li> </ul> <p>[地域委託の対象箇所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域など比較的交通量の少ない箇所</li> <li>・ 草刈りの範囲は、道路の山側 1.5m、谷側 1.0m 程度</li> </ul> <p>[契約方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月以降、草刈りが必要となる5月・6月を目処に契約。</li> <li>・ 継続的に活動している団体等も含め、全ての団体等と毎年契約。</li> </ul> <p>[活動団体の募集方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知県庁ホームページでの広報</li> <li>・ 申し込みは、県(土木)事務所又は高知県土木部道路課</li> </ul>
取組によって得られた効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度の委託件数実績:128件</li> <li>・ 標準積算における作業内容と差があるため、高知県独自の単価の採用や、諸経費の調整を行いコストの減少を図っている。</li> </ul>
苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の皆様に行ってもらうことに対する浸透に時間を要した。</li> <li>・ 長く制度を継続しているが、高知県の単独予算で行っており、厳しい財政状況の中、継続的な予算確保に苦慮している。財政部局には、コスト面や地域の活性化等で有利性を説明している。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域の高齢化にともない、業務の広がり伸び悩んでいる(ここ3年は横ばい)。活動団体の高齢化に伴い、継続が困難な地域も見られるため、出先事務所による関係機関(市町村等)への広報(声かけ)活動を実施</li> </ul>
連絡先	高知県土木部道路課 維持担当 [ 電話番号 088-823-9828 ]

行政と地域住民とのパートナーシップ



**大募集!!**

# 地域委託

～ 地域の草刈りは地域の手で ～

**道路の草刈りをしてくれる地域を募集しています!!**



いつもきれいな道は、その地域を訪れる人々を和ませます。それは地域の「おもてなし」のこころを表しています。



町内会や地区会、PTA組織、老人クラブ等  
地域で活動する団体のみならず、  
道路の草刈りに参加しませんか。

※地域委託では、道路の草刈りに費用をお支払いしています。  
作業中のケガや賠償事故のため、保険の加入をいたします。

## 地域委託の取り組み!!

高知県では、中山間地域を中心に県が管理する道路の草刈を地域の人々によって行っています。この取り組みを広げていく事で、道路に愛着を感じていただくと共に、管理費用を低減させることを目標にしています。

地域委託では、道路の草刈りに費用をお支払いします。

**■草刈り費用**  
草刈の費用として、実費程度をお支払させていただきます。  
※ボランティアの延長線ほどの費用ですが、既に取組んでいた地域では、地区のお祭りの費用などに活用できるなど、好評な声を多くいただいています。

**■保険の加入**  
地域委託の作業中に、ケガをしたり、他の人にケガをさせたり、第三者へ被害を与えた場合のため、県において傷害・損害賠償保険に加入させていただきます。  
※注：ケガの治療費用などが全て出るわけではありません。

地域委託に興味のある方、まずは、お近くの**(土木)事務所**または、**道路課**までお気軽にお問合せください。  
※既に、草刈が行われている地区や、交通量が多くて危険な箇所はお断りする場合があります。

■(土木)事務所

室戸事務所	TEL:0887-22-1531	越知事務所	TEL:0887-26-1161
安芸土木事務所	TEL:0887-34-3135	須崎土木事務所	TEL:0889-42-1700
中央東土木事務所	TEL:088-863-2171	四万十町事務所	TEL:0880-22-1212
本山事務所	TEL:0887-76-2105	幡多土木事務所	TEL:0880-34-5222
高知土木事務所	TEL:088-882-8646	宿毛事務所	TEL:0880-63-2141
中央西土木事務所	TEL:088-893-2111	土佐清水事務所	TEL:0880-82-1232

■高知県土木部道路課 TEL:088-823-9828

図 地域委託 募集チラシ